

ストロングマン権威主義体制の変容と 蔣経国の政治改革をめぐる歴史的評価

薛 化元

(訳Ⅱ加治宏基)

はじめに

蒋介石および蔣経国という二人の「領袖」は、権威主義体制によって台湾を統治した、と先行研究は指摘する。しかし、一九八〇年代後半にはじまる改革プロセスで、戒嚴令は解除され、反乱鎮定のための総動員体制にも終止符が打たれる。さらに国会議員の全面改選や一九九六年の総統直接選挙をなしとげたこと^①で、「フリーダムハウス」(Freedom House)も台湾を自由主義国家のひとつに数える。また二〇〇〇年に民主選挙を通じて初の政権交代が実現したことも、台湾の民主主義の発展において重要な里程



標となった。これら一連の戦後台湾政治の発展についてその概要と意義を精査することは、台湾史に関する討究と評価にとつてだけでなく、台湾の将来象をうらなう上でもきわめて重要である。とりわけ、台湾の自由化・民主化改革の歴史過程において、蔣経国はいかなる役割を果たしたのか。これは戦後台湾政治史の研究にとつて重要課題であり、歴史的文脈をふまえて改めて検証する必要がある。

中華民国政府が台湾へ敗走して以後、蔣経国時代が終焉するまでの戦後台湾の政治発展に関しては、すでに多くの研究がなされてきた。ホアン・リンズは「権威主義体制」(authoritarian regime)を、呉乃徳は「権威的パトロンークラ

イアント体系」(Regime Patronage System)を提唱し³⁾、鄭敦仁による「擬似レーニン主義的党一国家体制」(quasi-Leninist party-state system)や、王振寰の「外部正統性と内部正統性」といった指摘がなされてきた。若林正丈は「台湾型権威主義体制」を提起し、権威主義体制の変容を分析したエドウィン・A・ウインクラーは、「ハードな権威」(蒋介石時代)と「ソフトな権威」(蔣経国時代)とを区分し提唱した。これら先行研究は、台湾政治の発展プロセスを精査する際に大いに貢献した。別の視点からいえば、「ストロングマンの意思」が、戦後台湾の統治体制においてきわめて重要な役割を果たしたことを明らかにした⁸⁾。またその確立からその体制のひずみ、そして自由化や民主化への展開について討究すると同時に、戦後台湾史における重大事件やそれらを引き起こした背景についても解明すべきである。本稿は、戦後台湾史の文脈のなかで蔣経国が果たした役割と彼が推し進めた政治改革の意義について検証を試みる。

ストロングマン権威主義体制の形成と発展

ストロングマン統治時期、その「正統性」の基盤を形成(あるいは論証)する上で、ストロングマンの意思が台湾

政治の発展を導くキーマンであったが、それは主として二つの側面で顕著にみられた。第一に、中華民国政府は中国唯一の正統的代表であったがゆえに、中央レベルで選挙が行われることはなく、国民党当局は挑戦を受けることのない政治体制を築いた。二点目は、いわゆる「自由中国」というイメージを確立するため、国際社会からの同情と支持を獲得すべく表面上は「自由中国」を強調することが必須であり、住民の限定的政治参加を可能とする(地方)選挙が行われた。上記二点は表裏一体のもので、基本的には中華民国が国際的正統性を保持していたとき、つまり中国代表権を有していた段階では、自由民主とは名ばかりで改革はきわめて限定的なものすぎなかった。しかし、中華民国政府が中国を代表すること自体が疑問視されるようになり、ついには中華人民共和国が国際社会において中華民国を「継承」するに至る。国民党当局は統治基盤を強化すべく、政治改革を通じて世論の支持を獲得し、内部正統性を強化しようと努めた。戦後台湾では、上述の両側面が繰り返し強調される過程で、ストロングマン権威主義体制の多様な側面が形成されていった。この点については以下のとおりいくつかの段階に時代区分できよう。

(一) 再建と形成の時期——一九四九～一九五五年

一九四九年四月、国共合作が失敗に終わり共産党が中国

大陸を支配する。同年一月七日に中華民国政府は台湾への撤退を宣言する。これに前後して米国の支持を取り付けるべく国民党は、『中美関係白皮書』(United States Relations with China, 1944-1949)の発刊後にバージニア軍事学院出身の孫立人將軍を台湾防衛司令に任じ、また一月一日にはプリンストン大学を卒業した呉国楨を台湾省主席兼保安司令の任にあたらせた。それに先立つ国共合作の破談前後、自由派の一部人士が『自由中国』の創刊準備に着手しているが、彼らは中共政權に抵抗するために蒋介石率いる中華民国政府を支持した。その多くが蒋介石の復帰後に重用されており、王世杰は総統府秘書長に、そして雷震は国策顧問に任命された。

朝鮮戦争が勃発した当時、米国は台湾海峡への戦火拡大が全面戦争へと飛び火するのを回避するため、第七艦隊を派遣することで台湾海峡の中立化を図ったが、実際のところそれは、中華人民共和国の軍事的脅威から台湾を解放することが目的であった。そしてこれが、蒋介石の指揮下で展開されたストロングマン権威主義体制の重要な足がかりとなった。

(1) 国民党改造

米国による台湾海峡への軍事介入後の一九五〇年七月二日、中央常務委員会は「中国国民党改造方案」を採択し、二六日には蒋介石がその弟子や部下である陳誠や蔣經

国など一六名を中央改造委員会の委員に任命した。元來党務の主導的立場にあったCC派を排除したほか、蔣経国が中央改造委員会および幹部訓練委員会の主任委員に任命されたことは着目すべき点である。なぜならこの改革の方針が、旧来グループの運営方式にとって替わり党組織の中核に坐した蔣経国を党幹部育成の責任者とするものであり、彼はその後、党幹部との関係を深めるなかで党組織を権力掌握の道具と化していったからである。

つまり、蒋介石は党改造を通して党組織をより直接的にコントロールしようようになった。そして蔣経国は正式に国民党の政策決定過程に食い込んでいき、一九五二年には国民党中央委員の序列において陳誠に次ぐ地位を手に入れた。

改造後の国民党にとって最も根本的な政治運用モデルとは、蒋介石というストロングマンの指導下で「徹底的な組織管理により黨員を束ね、黨員は責任をもって党の決定を実行貫徹する」という党政関係であった。つまりこの改造の結果、民意を代表した立法と黨員の政策実現によって党の決定が国家体制に反映されることとなる。こうして、ストロングマンを最高決定者と位置づける政治基盤の上に、中国大陸にあった時期には実現し得なかつた訓政の「理想」ともいえる「党国体制」が完成した。

(2) 特務組織の再建と政治工作、および軍訓工作の推進
一九四九年七月、蒋介石は蔣経国、唐縱、毛人鳳らを高雄に召集し、特務組織の刷新について協議した。また唐縱を八月二〇日に成立した「政治行動委員会」の責任者に任命し、特務組織を統括させる。その後、一九五〇年三月に彼が改造委員会第六組主任に就任すると、委員会での実権は蔣経国が掌握することとなる。蒋介石が総統に再度就任してのちの一九五〇年末、同機関は総統府機要室資料組と改称され、主任となった蔣経国の政治的影響力も強化された。⁽²⁰⁾のちに同委員会は、国防会議（国家安全会議の前身）直属の国家安全局に改編成されている。⁽²¹⁾

蔣経国は特務組織を掌握したほか、一九五〇年三月二二日に新設された国防部の総政治部主任にも就任している。⁽²²⁾
一九五二年一月、蔣経国は台北近郊に軍事戦略関係の幹部養成機関である「政工幹部学校」を設立した。また同年、総政治部主任であった彼は「中国青年反共救国団」も設置したが、そこは設立当初、青年学生を動員し執政者の完全なる政治社会化を目指した重要機関として機能した。⁽²³⁾さらに高校以上の学校における軍事訓練を監督しただけでなく、上記学校業務の一環としてイデオロギーの高揚と領袖への忠誠心育成をも担った。⁽²⁴⁾

(3) 反対勢力の撲滅

蒋介石は、統治開始当初には「自由中国」への期待を寄

せていた自由派勢力と対立を深めていった。一九五二年、政策路線をめぐる陸軍總司令であった孫立人と蔣経国は仲たがいの皮切りに、⁽²⁵⁾その後は救国団の設立をめぐる代表する「自由中国」関係者も、国民党当局の施策に不満を募らせ、政権批判を強めていった。

一九五四年二月三日、「米華共同防衛条約」が締結されたことで、台湾は正式に米国の防衛網に組み込まれた。国民党政権にとってより重要だったのは、トルーマン・ドクトリンに基づく米国の冷戦政策の下で、民主化よりも軍事戦略に比重が置かれた点である。それにより国民党政権は米国の干渉を余儀なくされたが、それも民主主義の代償であった。そうして米国の支持を獲得すると同時に、国民党は台湾においてストロングマン権威主義に基づく統治体制を確立していった。⁽²⁶⁾

米国の干渉を受ける一方で、蒋介石はストロングマン権威主義体制への抵抗運動を展開する国内の自由派勢力の排斥に着手する。その結果、呉国楨、王世杰や孫立人を含む自由派は政府での役職を失った。呉国楨と蔣経国の対立が際立っていたが、自由派勢力は一樣に国民党政権がストロングマン権威主義体制へと傾倒することに反発した。その抵抗の矛先は、一九五〇年の国民党改造以来、蒋介石により確立された「以党領政」（党による政治統制）と「以党

領軍」(党による軍隊統制)という体制に向けられた。⁽²⁰⁾

(二) 黎明および発展期——一九五五—一九七一年

一九五五年、蒋介石総統はクーデターを画策したとして孫立人を軟禁する。この事件の発覚当時、米国は彼の方策に不満であったが戦略的観点からこれを容認した上、軍事支援をも与えたことで、蒋介石は統治基盤をより強固なものとした。⁽²¹⁾その後、蔣経国も蒋介石の意向によりストロングマンとしての地位と権力を継承していく。

(1) 総統の三選問題

中華民国憲法には、総統の任期は再選を限度とすることが規定される。一九六〇年二月一二日に大法官会議は司法解積第八十五号を採択し、「国民大会代表の総数は、目下の情勢において法律により招集しうる人数を定数とする」ことを規定した。⁽²²⁾こうして国民大会代表の欠員問題に終止符が打たれた。三月三日、蒋介石総統は国民大会代表を無給職待遇から立法委員と同等のそれへと調整を図ることを表明し、三月十一日に国民大会は、総統の多選についてその回数を制限しないとの臨時条項修正案を可決した。⁽²³⁾ストロングマン権威主義体制の発展史という視座からいえば、臨時条項修正には重大な意義が看取される。これを機に国民党は、「自由世界」陣営に由来する憲政体制に為政者の困惑に応じた調整を加えていく。

蒋介石の総統連任は制限されることなく、副総統兼行政院長である陳誠が引き継ぐこともなかった。その権力を継承した蔣経国が、一九五七年に行政院国軍退官兵輔導委員會(退輔会)の主任委員に、一九五八年には行政院政務委員に就任したのを皮切りに、⁽²⁴⁾彼は行政指揮系統に参入しはじめた。最大のライバルであった陳誠が、副総統兼行政院長を退いて以降、行政部門の要職に就くことがなかった一方で、彼は一九六四年に国防部副部长を、さらに部長を歴任している。⁽²⁵⁾一九六九年に財經官僚出身の敵家淦院長の下で行政院副院長に就いてからは、⁽²⁶⁾財政、経済、金融分野の政策決定の主導権を握った。このほか、行政院国際経済合作發展委員會(經合会)主任委員に着任した蔣経国は、「財政經濟金融会報」を主宰するなど財政部門のあらゆる権限を掌握し、行政システム全体を治めるに至った。

(2) 反党問題と雷震事件

蒋介石総統が三期連任して後の一九六〇年、雷震が実質的に主導する『自由中国』関係者と大陸側の地方政治家が連携するかたちで反党運動が展開され、地方選挙の準備が進められた。在野人士によって中国民主党結成を視野に入れた積極的な運動展開がみられた九月四日、雷震は警備總部により逮捕された。⁽²⁷⁾一九六一年に国民党中央委員会第四組が発行した『一年来宣伝工作的檢討』では、一九六〇年段階で国民党に突きつけられた三大挑戦として『反憲政

改革」・「反多選」・「省議員・県市長の選挙」および「反党運動」が挙げられたが、それらすべてに雷震と『自由中国』が関係していた。これら挑戦に対して国民党政府は、「懲治反乱条例」第十条に基づき雷震を軍事法廷にかけるなどして厳格に対処した。その結果、『自由中国』は廃刊に追い込まれ、翌年には李萬居が『公論報』を去るなど、反政府運動は挫折を余儀なくされた。そして政治雑誌や非国民党系メディアの不在という時代が到来し、政治の場のみならず世論においてもストロングマンの権威に関する批判は見受けられなくなった。⁽⁴⁰⁾しかし、一九七〇年前後に国際情勢が変容するにともなうて、言論統制や結党禁止という政策を打破する可能性が芽生えはじめた。

(三) 継続と転換期——一九七二～一九七九年

一九七二年五月、蔣経国は行政院長就任にともない実質的に中華民国行政体系のトップに坐し、一九七五年に蒋介石が他界したことで国民党主席の座も手中に収めた。そして一九七八年、総統に就任したことで名実共に中華民国の最高指導者となる。

しかしこれと同時期、一九六〇年代末に米国と中華人民共和国との関係が好転し、一九七一年一〇月二五日に中華民国は国連の中国代表権を失った余波を受け、国民党による台湾統治の正統性や万年議員をめぐる多くの問題が浮

き彫りとなる。そして、台湾キリスト長老教会や『大学雑誌』関係者は、「国会全面改選」などの改革要求を提起するに至る。⁽⁴¹⁾

こうした改革要求に際して蔣経国は、台湾の自立性を維持するために政治改革を限定的なものにとどめる「革新保台」の道を選んだ。当該改革では第一に、一九七二年三月一七日、国民大会で「動員戦乱臨時条項」修正案が可決された。⁽⁴²⁾自由地区（中華民国の支配地域）と海外華僑の議席拡大を約したこの修正に基づき「増加定員選挙」が初めて実施され、その後は三年に一度の改選が実施されることとなった。第二に、党内正統性を強化するため蔣経国は、台湾籍を有す「青年才俊」（政治エリート）を中央政府や国民党要職に抜擢するなど、いわゆる「吹台青」と称される「台湾化」人事政策を展開した。⁽⁴³⁾一九七二年当時の蔣経国内閣には、副院長の徐慶鐘、政務委員の李登輝など七名の台湾籍人士が名を連ねたほか、台湾省主席と台北市長にも台湾籍の謝東閔と張豊緒が就任した。⁽⁴⁴⁾しかしながら、政府と党の要職は外省人がなお掌握し続けた。

また一九七四年一月、『大学雑誌』が改めて改組を迫られるなど、権力継承を果たした蔣経国は、新聞界や文芸界に対する言論統制を強化した。一九七五年、行政院は「研究小組」を設立し、テレビドラマの台本やコマーシャル（同時期、ゴールデンタイム中の医薬品広告を禁止した）

の審査やテレビ番組の監視など、テレビ業界に対する統制に乗り出した。さらに一九七六年からは、三つのテレビ局に国民党の党営事業として中国電影製片廠が製作した反共ドラマ「寒流」を放映するよう強制した。これらのみならず、台湾本土の言語にも圧力がかかり、閩南語や先住民言語のバイブルを強制没収するに及んだ。つまり、当時の蔣経国による改革は民主的なものでなく、いわゆる「台湾化」もしくは「本土化」の実質的意義は、李登輝時代に推進された台湾主体の本土化路線とは大きくかけ離れていた。一九七〇年代を通じて蔣経国が進めた限定的改革は、反対勢力への開放と抑圧が入り混じりつつ展開された。

(1) 政治エリート層の二重構造の崩壊

前段で述べたとおり、蔣経国が一九七〇年代に展開した改革は、台湾主体の政治会改革にはほど遠いものであったが、この改革を通じて体制運営は従来の政治エリート構造を打破した。一九七〇年代以前は、地方選挙で選出される政治エリートの大半が台湾籍の者で、万年国会および中央統治エリート層はおしなべて外省人であるといった政治エリートのエスニックな二重構造が形成されていた。しかも一九六九年一月に実施された中央公職人員の「欠員補充選挙」では、選出されたとしても再選が認められず、その意義は小さかった。しかし、一九七二年以後、中央民意代表の「増加定員選挙」では議席数は限られていたもの

の、三年ごとの改選が確約された選挙制度が整備された。この選挙を機に、台湾籍政治エリートが国会に進出し、中央政治に参与しはじめたことで、上記二重構造を突き崩す重要なターニングポイントとなった。

(2) 米中(中華人民共和国)関係の正常化と台湾関係法
一九七八年二月一日、カーター米大統領は、翌七九年一月一日に「台湾と断交し、米華相互防衛条約を破棄すること」を宣言した。カーター政権は議会での事前協議を経ることなく、中国側が提示した三つの条件に則り中国との国交樹立を果たしたため、米国議会には相当の衝撃が走った。この情勢変化に際して、米国上下院は一九七九年三月に「台湾関係法」(The Taiwan Relations Act)を採択した。北京との外交関係上、米国政府は同法を国内法として位置づけ、台湾に可能な限りの保護と優遇措置を講じた。

冷戦期、米国にとって台湾は地勢学的戦略性が高かったがゆえに、国民党中央は「自由世界」の象徴である民主的制度を迂回し、ストロングマン権威主義体制を確立した。また、米国は自由、民主を強調する一方で、国民党のこうした政策を黙認してきた。しかし、米国が中華人民共和国との関係重視へと戦略転換するにともない、台湾の戦略的意義は低減した。台湾関係法には「本法律の条項は米国の人権への関心、特におよそ一八〇〇万人の台湾住民の

人権への関心に抵触するものでない。また、すべての台湾住民の人権を保護し増進することは、これにより米国の目的として再確認される」とあるとおり、米国との友好関係を失った国民党は、台湾における人権問題についてむしろ厳格な対応を求められるようになった。つまり、米台関係の変化が台湾の民主化と人権の発展を促し、その影響力は一九七九年一月一〇日に起こった美麗島事件以降、特に顕著となった。

(3) 美麗島事件

蔣経国により推進された改革の結果、選挙や「台湾化」人事において出現した国民党が掌握しきれない新興政治エリートらは、在野の反体制勢力と結びつき、いわゆる「党外」勢力を形成して国民党と対立する。しかしこの反体制勢力の行動は、為政者の許容範囲を超えるもので、すぐさま抑圧の標的とされた。

一九七八年一月二月、対米外交で重大な挫折を味わった蔣経国は、「一切の選挙活動の停止」の緊急命令を発した。⁽¹⁰⁾事態の硬化化を危惧する党外人士らは街頭運動を展開したが、その代表的存在が「美麗島集団」であった。

一九七九年九月八日、党外運動のリーダーであった黃信介が発行人となり、許信良を社長、呂秀蓮と黃天福を副社長、そして張俊宏を編集長として雑誌『美麗島』を発刊した。その創刊記念パーティが台北市の中泰賓館にて開催さ

れて後、間をおかず台湾全土に支社や服務処が設立され、同時に大衆集會が開催された。これら党外勢力は「党禁」解除にともなう選挙の復活を期待して、『美麗島』雑誌社の組織を政党の雛形としようとする目論みであった。⁽¹¹⁾

『美麗島』雑誌が主催した大衆集會の参加者には、反共主義者を中心に反党人士が含まれており、「愛国」を主張する彼らによる反体制運動は、ついに衝突事件へと発展する。同年一月一〇日、党外人士により高雄で強行された世界人権デーの記念活動は、ついに警官隊と衝突した。これが「美麗島事件」（別称「高雄事件」）である。⁽¹²⁾国民党当局は党外勢力関係者の大規模捜査を展開した結果、当日現場にいなかった魏廷朝や邱奕彬らも「主犯格」として逮捕されている。

国民党による一斉捜査と逮捕は国際的関心を招き、米国政府も「台湾関係法」に基づき当地の人権状況に監視の目を光らせた。また民主党のエドワード・ケネディ上院議員は「公正な裁判」を強硬に求め、国際人権保護団体や在米台湾人団体も同様に積極的に働きかけた。海外の強力な圧力に応じたかたちで、国民党は軍事法廷の審議過程を外国メディアや人権団体に対して一語一句にわたり完全公開することに同意した。⁽¹³⁾

国民党中央が美麗島事件の関係者に対する審理を完全公開すると決定したことは、たしかに被告らの人権保護に寄

与した。しかしより重要なのは、美麗島事件の被告たちの政治理念を各種メディアが報道したことで、台湾内外の人々にその理念が周知された点である。ここに、反体制派の政治主張が一九六〇年代以降初めて広範に新聞報道された。このとき美麗島事件の被告たちは、当局やメディアによって暴徒というイメージを流布されたものの、事件後に党外運動が継続されるというプラスの意義が看取された。

四 衰退と転形期——一九八〇～一九八六年

一九六〇年以降、蒋介石總統の三期連任や『自由中国』雷震事件の勃発など、ストロングマン権威主義的統治の恐怖に包まれた台湾では、反体制的な勢力や世論はすっかり影を潜めた。これと対照的に一九七九年の美麗島事件を契機として、ストロングマン権威主義体制は衰退し始める。

これは台湾の政治面とは別に、国際および国内の社会経済を背景とするものであった。まず米国の戦略的意義（「權益」の転換がある。とりわけ台湾関係法のレジームの下で、台湾の人権と政治改革に対して関心が払われるようになった。一九八三年八月一日、米国下院外交委員会アジア太平洋小委員主任のステファン・ソラーズ議員は、訪台の折に党外人士による歓迎会に出席している。その後一九八七年六月二三日には、彼が議会に提案した国民党当局に対して民主化改革と国会全面改選を要求する「台湾民主法

案」が、圧倒的多数で可決された。社会経済の構造変動は市民の教育レベルを向上させ、生活水準をも引き上げた。そしてより多くの人々が政治参加に関心を寄せるようになった。

一九七五年の『台湾政論』創刊以来、例えば康寧祥『問政三年』や許信良『風雨之声』のように、党外人士は政治活動やその理念を広めるために雑誌や書籍を活用してきた。民主理念の高揚と国民党批判を展開する刊行物に対して、一時は厳格な取締りがみられたが、一九八三年以降は一転この種の雑誌が急速に増加した。一方、一九七七年に五か所の公職選挙所から始まった党外勢力の選挙キャンペーンは、美麗島事件後に熟成され全島挙げてのものとなった。彼らは過去の選挙でも共同スローガンの発表を通じて民主理念の普及に努めてきたが、一九八三年には「党外中央後援会」として二十数項目の共同スローガンを発表した。彼らの政党結成へのうごきは、中央民意代表選挙前の一九八六年九月二八日に党外後援会の公認候補推薦大会で民主進歩党として結実し、ここに党禁は打破された。長期におよぶ戒厳令に対して鄭南榕らを中心とする党外新世代は、一九八六年五月一九日に五一九綠色行動委員会を設立し、戒厳令の解除を求めデモを展開した。こうした政治改革へむけた主張と行動は、国民党内部にも改革への圧力を生み出していく。

一九八〇年代より頻発する人権、政治事件もまた、蔣経国を改革推進へと駆り立てた要因であった。一九八一年、米国カーネギー・メロン大学の陳文成博士が、警備総部の事情聴取を受けた後に台湾大学のキャンパス内にて遺体で発見された。その死因は不明ながら、党外人士は警備総部の関与を疑った。また一九八四年には、『蔣経国伝』の著者として有名な江南（本名・劉宜良）が、サンフランシスコ近郊の自宅で暗殺されている。捜査によれば、竹聯幫の陳啓禮や呉敦らのほかに、国防部軍事情報局長の汪希苓までもが関与していたと結論づけられた。さらに、一九八五年に台北第十信用合作社の金融スキャンダルが発覚し、政府は二月八日に業務停止命令を出したが、二月一日になつてようやく営業を停止した。しかし、この段階で巨額の資金流出が発覚するという事態を招き、最後は財政部長であつた陸潤康と徐立德の引責辞任により事態の収束が図られた。

陳文成事件と江南事件は、国内メディアによる大々的な報道・批判の標的となつたのみならず、米国からの介入をも余儀なくされた。殊に江南事件では蔣経国の息子、蔣孝武にまで捜査が及んだため、米国はこの一件について格段の関心を寄せた。これら一連の事件の結果、蔣経国および国民党は大きくその権威を失墜させたため、蔣経国は総統ポストの継承について声明を発表する。そこで彼は、次期

総統は憲法に則り選出されるべきで蔣家の者が継承することとはなく、憲政体制の下での交代は将来にわたり台湾政治の重要方針である、と明言した。一九八六年九月二八日、民進党は党禁を破つて結成されたが、蔣経国はこれを嚴重処分することなく反体制政党的結党を黙認する。当然この決定と蔣経国の政治路線は連動している。一九七九年に米国と中華人民共和国が正式に外交関係を樹立して以降、中国は台湾に対して「和平統一」への攻勢を積極的にかけており、蔣経国は四月四日の国民党中央常務委員会において「（共産党とは）妥協せず、接触せず、交渉せず」のいわゆる「三不政策」の限界に言及した。彼は中国側による「統一」を拒むがゆえに、米国の支持を獲得せねばならず、同国の政治改革の圧力に正面きつて応じなければならなかつた。蔣経国は、ワシントン・ポスト紙のキャサリン・グラハム社主との会見で、いかなる新党も、中華民国憲法の遵守、反共国策の支持、台湾独立派と一線を画す、という三原則を提起した。

その後、国民党当局もこの三原則に基づき戒厳令を解除する。まず、一九八七年六月に「国家安全法」を制定したが、上記三原則が盛り込まれたこの法律には、「人民による集会および結社は、憲法に違反、共産主義を主張、または国土分裂を唱えるものであつてはならない」と明記される一方で、罰則については言及されなかつた。そこで、国

国民党の主導により「反乱鎮定動員時期公職人員選挙罷免法」と「公職人員選挙罷免法」についても同様の文言を付加し、罰則が規定された。こうして蔣経国の三原則に効力をもたせたことで、台湾独立論の拡大を制限しえた。しかし、戒厳令の解除後もなお反乱鎮定動員体制は存続し、「懲治反乱条例」によって上記三原則の違反をもっとも厳しく処罰した。この三原則は、蔣経国の政治改革の領域を考察する上で重要であるが、反乱鎮定動員の終結、「懲治反乱条例」廃止、および「刑法一〇〇条」の改定後、人民の政治的主張を抑圧した法規としても際立った意義を有す。

「国安法」第九条では、戒厳時期には「刑事裁判で有罪が確定した者は、上告または控訴が認められておらず」、戒厳時期の内乱や侵略行為について刑法に抵触すると嫌疑をかけられ軍事法廷で審議中の者は、「戒厳法」第十条に基づき一般法廷に「上告」することが規定される。当時、司法体系と軍法体系は関連性がなく、改めて一般法廷での審理が求められた。国安法により国民党は歴史の清算を回避したが、そのため台湾は今日に至ってもなお「移行期正義」(Transitional Justice)を体得しえていない。

また万年国会に関して蔣経国は、一九八七年八月七日に、国民党の中央政策部門に中央民意代表の機構改革について速やかに研究するよう指示し、希望退職制度の導入を

主張するなど世代交代へ向けた作業を進めた。国会の全面改選は実現しなかったが、蔣経国は晩年の一九八八年一月一日より「報禁」(新規新聞発行禁止)解除を実施し、台湾メディアの開放に大きな影響を与えた。

上述のとおり、戒厳令が解除されて後も自由権は完全に保障されず、台湾の民主化が成就したわけでもない。改革への取り組みは、一九九二年の刑法一〇〇条の改正をもってようやくひと段落ついたといえよう。

(五) 自由化・民主化へむけた改革——一九八七年以降

蔣経国の死後、総統就任を果たして間もない李登輝は、権力基盤が不安定であったために、蔣経国の描いた青写真のとおり改革を進めざるをえなかった。しかし、民進党と世論の改革要求を受け、一九九〇年の総統選で勝利した彼は積極的に改革を推進し始める。一九九〇年六月二一日、大法官会議は司法解釈第二六一号解釈を採択し、第一期中央民意代表の退職期限を一九九一年二月末と規定した。同年一月二六日に開催された国民党中央常務委員会で、いわゆる「一機関二段階」の憲政改革プロセスが議決される。一九九一年四月二二日、国民大会臨時会義において「第一段階の憲政改革」が行われ、「反乱鎮定動員時期臨時条項」の廃止が決定された。一九九一年一月二一日に第二期国民大会代表選挙が、そして一九九二年一月

月一九日には第二期立法委員選挙が行われ、万年国会の全面改選への幕開けとなった。

中央民意代表の全面改選に代表されるように、表面上は自由民主化改革が段階的に完成しつつあるかに見えたが、現実はそのでなかった。一九九一年五月九日に勃発した「独立台湾会事件」が国家転覆活動とみなされたこと、言論や思想の自由は保障されていたとは言えない。しかし改革への激しい社会的要求に対応し、国民党中央は「懲治反乱条例」を廃止する方針を固める。さらに五月一七日、民進黨により立法院に提出された「懲治反乱条例」決議案は、国民党両大増員立法院委員系列の集思会および新国民党連線の支持を受け採択された。しかし、「独立台湾会」検挙の根拠が刑法一〇〇条だったことから、台湾大学教授の陳師孟、林山田、張忠棟、中央研究院士の李鎮源、そして比較法学会理事長の陳伝岳らは、九月二一日に「一〇〇行動聯盟」を立ち上げ、刑法一〇〇条の廃止を訴えた。一九九二年五月一五日、立法院は「廃止でなく修正にとどめる」という原則に則り、第一項について「実行犯」から「暴力または脅迫による実行犯」へと改定、適用範囲を限定した。同時に第二項の「陰謀」を削除し「予備犯」だけを残した。今回の修正によって当該条例の完全廃止には至らなかったものの、これ以降、台湾では思想や言論をめぐる内乱罪に問われることのない民主と自由が確保された。

結びにかえて

——蔣経国による政治改革をめぐる再評価

これまで、戦後五十数年間におよぶ国民党当局の台湾統治について、とりわけ自由化・民主化への改革プロセスをみてきたが、その根本にあったのはストロングマン権威主義体制に基づく強力な台湾コントロールだった。一九五〇年代、蔣経国は国民党中枢のみならず、蒋介石の強力なサポートを受け政府部門にも進出し、特務組織の統括権を掌握したほか、軍事部門や教育系統でも権力を獲得する。一九六〇年代半ばより、行政院長を退いた陳誠とは対照的に彼の発言力は日増しに高まり、一九七二年に行政院長に就任する。蒋介石の亡き後は、国民党主席に次いで総統に選出されるも、白色テロをめぐる人権弾圧では多くの批判を浴びることとなる。それでも戒嚴令の解除など一連の改革が推進される一九八〇年代半ばまで、彼は大陸文化やメディア、世論に対して強圧的措置を講じ続けた。その後、特務組織を直接管轄する立場ではなくなったが、国民党当局の実質的指導者として人権侵害行為を重ねた「政治責任」と「歴史的責任」はまぬかれない。

一九七〇年代初頭、為政者となった蔣経国は「革新保台」路線の政治改革に着手する。これは、大きく損なわれ

た国民党の国際的正統性を補強する目的で展開された、いわゆる「本土化」または「政治改革」を含む限定的改革であった。台湾籍を有す「青年才俊」（政治エリート）を中央政府や国民党要職に抜擢したほか、中央民意代表の「増加定員選挙」が実施され、台湾籍を有す政治エリートが中央政界へ進出する可能性が生まれた。しかしながら、中央政界を牛耳るのは旧態依然として国民党エリート層であることに変わりはなかった。

米中国交正常化にともない、米国による中華民国の承認取り消しと米華相互防衛条約の破棄は、台湾社会に重大な衝撃をもたらした。しかし、党外運動が美麗島事件後も改革への要求を訴え続けられたのは、米国が支持する「台湾関係法」と台湾内部の改革に緊密な連関があったからだ。一九八〇年代を通じて高まった内外の改革要求と各種事件により、ストロングマン権威主義体制は弱体化していく。

一九八六年に蔣経国は自由化改革を決断し、一九八七年、戒厳令の解除、党禁および報禁の解放を実施する。これに「国家安全法」を中核とする「国安三法」を組み合わせたのが、限定的改革の特徴である。とはいえ彼には反乱鎮定動員体制をやめる意思はなく、中央民意代表の定員を増加しただけで万年国会は存続させた。李登輝が総統ポストを継承し、反乱鎮定動員体制に終止符が打たれ、対外的には中華人民共和国を承認することで、「一つの中国」の提起に

こぎつけた。対内的には憲政体制への回帰をめざし、国会の全面改選へと踏みきること、民意を基盤とする統治者の正統性を獲得していく。「懲治反乱条例」の撤廃と刑法一〇〇条の改定により、「思想や言論にかかる内乱」をめぐる白色テロの時代は終わる。一連の改革プロセスを通じて、ストロングマン権威主義体制という名称も過去のものとなった。

つまり、蔣経国による政治改革は、ストロングマン権威主義体制を基盤として展開されたものである。一九七〇年代初頭より彼の死去に至る過程で、人民の政治空間は日増しに拡充されたものの、「万年国会」が存続する以上、人民が選挙によって為政者を決定することはかなわなかった。また、国民党の統治体制に反対する者は内乱罪に問われかねず、戒厳令の解除後の司法救済措置さえも凍結されていた。だからこそ、彼が晩年に推し進めた改革は、戦後台湾における政治改革の重要な一歩であり、後世に大いなる意義を残した。ただし、その改革によって民主化が達成されたわけではなく、「戒厳法」の改革には至らなかった。この点は、戦後台湾政治史における蔣経国の評価を検討する際に、看過すべきでない。

〈1〉 フリーダムハウスは、民主主義と自由の保全に努める国際NGOである。一九四一年にエレナー・ルースベルトとウエンデル・ウィルキーによりニューヨークで設立された当初、反ナチズムの立場から米国政府に第二次世界大戦への参与を訴えた。戦後は全体主義や共産主義に反対し、世界規模で自由と人権の充実に取り組む。一九七三年以降は、世界中の政治的権利と市民の自由に関する現状をとりまとめた年次報告書 (*Freedom in the World*) を発行し、政策決定者やジャーナリスト、および研究者に情報提供している。Freedom House ウェブサイト <http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=1> (二〇〇九年九月一日)。

〈2〉 Juan J. Linz, "An Authoritarian Regime: Spain," Erik Allard and Stein Rokkan (eds.), *Mass Politics: Studies in Political Sociology*, New York: Free Press, 1970, p. 254.

〈3〉 「権威的パトロニックライアント体系」とは、権威主義体制の下でパトロニックライアント関係を通じて実行される政治社会システムへの動員とコントロールを指し、その多くは派閥政治として表出する。また、権威主義体制 (authoritarian regimes) は民主政治とも全体主義とも異なる政治体制であり、限られた範囲での多元主義が許された政治参加を特徴とする。戦後台湾では、国民党政府は党、政、軍、特務組織などフォーマルおよびインフォーマルな諸組織を通じて社会各層を統治したが、パトロニックライ

アント体系とは、不均衡な権力関係にあるアクター間のインフォーマルかつ特殊な互惠関係のことである。すなわち、そこでは反体制勢力の不在を所与として、いわゆる権威主義体制下でプライベートもしくはインフォーマルな組織を通じて被庇護者は政治参加を認められる。そして統治者への支持、忠誠・服従と引き換えに生活必需資源が提供されるシステムである。

Nai-The Wu, "The Politics of a Regime Patronage System: Mobilization and Control within an Authoritarian Regime," Ph.D. Thesis, Dept. of Political Science, University of Chicago, 1987, pp. 16-23; 陳明通『派系政治與台灣政治變遷』台北：新自然主義，二〇〇一年，一一八頁。

〈4〉 Cheng, Tun-ien, "Democratizing the Quasi-Leninist Regime in Taiwan," *World Politics*, Vol. 41, No. 4 (Jul., 1989), pp. 471-499.

〈5〉 王振寰「台湾的政治伝型与反对運動」『台湾社会研究季刊』第二卷第一期(一九八九年三月)、七一—一六頁。

〈6〉 若林正丈著、洪金珠・許佩賢訳『台湾——分裂国家與民主化』台北：月旦出版社，一九九四年，三一—四五頁。

〈7〉 Edwin A. Winckler, "Institutionalization and Participation on Taiwan: From Hard to Soft Authoritarianism," *China Quarterly*, No. 99 (Sep., 1984), pp. 481-499.

〈8〉 原則的にストロングマンの意思は台湾政治の発展に多大な影響を及ぼした。少なくとも一九七〇年代以前は、ストロングマンの意思は台湾政治の発展を導くキーファク

ターであった。法的根拠をもたなかった国防会議が国家政
策の方向性を確定していたことは、よい事例である。

〈9〉李永熾監修、薛化元主編『台湾歴史年表 終戦編Ⅰ』
台北：国家政策研究中心、一九九〇年、九二頁、『中央日
報』一九四九年八月三一日。

〈10〉Simon Long, *Taiwan: China's Last Frontier*, London:
MacMillan Press, 1991, p. 60.

〈11〉薛化元『自由中国』與民主憲政』台北：稻郷出版
社、一九九六年、六一―六二頁。

〈12〉薛化元『台湾国際地位関係文書』台北：日創社、二〇
〇七年、八四―八九頁、Thomas B. Gold, *State and Society in
the Taiwan Miracle*, New York: M. E. Sharpe, 1986.

〈13〉中央改造委員会の一六名の委員は、陳誠、張其昀、張
道藩、谷正綱、鄭彥棻、陳雪屏、胡健中、袁守謙、崔書
琴、谷鳳翔、會虛白、蔣経国、蕭自誠、沈昌煥、郭澄、連
震東である。龔宜君『外来政権』與本土社会——改造後
国民党政権社会基礎的形成（一九五〇―一九六九）台
北：稻郷出版社、一九九八年、三四頁、許福明『中国国民
党的改造（一九五〇―一九五二）』台北：正中書局、一九
八六年、五九頁。

〈14〉国民党内の最大権力勢力のひとつ。主要リーダーは、
陳果夫と陳立夫兄弟である。国民党中央組織部と中央政治
学校などを拠点として省市の地方党機関を支配した。この
兄弟の影響力は、党内のみならず中央民意代表において教
育、宣伝系統に対しても絶大であった。CC派との名称

は、Chiaという姓、または陳果夫により党内に設立され
た「中央俱樂部」(Central Club)に由来する。

陳明通『派系政治與台湾政治變遷』台北：新自然主義、
二〇〇一年、三八―三九頁、松田康博『台湾における一党
独裁体制の成立』東京：慶應義塾大学出版会、二〇〇六
年、三二頁。

〈15〉薛化元、前掲『自由中国』與民主憲政』四六一―四七
頁、伊原吉之助『台湾の政治改革年表・覚書（一九四三―
一九八七）』奈良：帝塚山大学、一九九二年、九九頁。

〈16〉前掲『台湾歴史年表 終戦編Ⅰ』一七二頁、『中央日
報』一九五〇年一〇月二〇日。

〈17〉「本党改造案（一九五〇年七月二二日）」喬寶泰主編、
劉維開監修『中国国民党党務發展史料——中央改造委員会
資料彙編』上冊、台北：近代中国出版社、二〇〇〇年、二
三頁、許福明、前掲『中国国民党的改造』七七、九九―
一〇四頁。

〈18〉若林、前掲『台湾——分裂国家與民主化』九九頁、前
掲『台湾歴史年表 終戦編Ⅰ』九〇頁。

〈19〉前掲『台湾歴史年表 終戦編Ⅰ』一二六、一二八頁。

〈20〉かつて政治行動委員会にたずさわった孫家麒は、ひと
たび総統府機要室資料組の文書に蔣経国の印章が押されれ
ば、特務系統機関のいかなる関与も受けることなく党およ
び行政プロセスに介入しえた、と指摘している。若林正文
著、頼香吟訳『蔣経国與李登輝』台北：遠流出版社、一九
九八年、八二頁、江南『蔣経国伝』（ロサンゼルス・米国

論壇出版社、一九八四年、二三八頁。

〈21〉「政治行動委員会」の改組過程については、伊原吉之助『台湾の政治改革年表・覚書（一九四三—一九八七）』七七頁を参照。

〈22〉前掲『台湾歴史年表 終戦編Ⅰ』一〇六頁、『台湾新生報』一九五〇年三月二三日。

〈23〉「中華民國四十一年青年節告全国青年書（一九五二年三月二十九日）」蔣中正『先總統蔣公對青年的訓示』台北：正中書局、一九八六年、一〇五頁、小谷豪治郎著、陳鵬仁訳『蔣経国先生伝』台北：中央日報出版部、一九九〇年、二二六頁。

〈24〉Na-The Wu, "The Politics of a Regime Patronage System: Mobilization and Control within an Authoritarian Regime," Chicago: University of Chicago, Ph.D. Dissertation, 1987, pp. 133-137; 若林、前掲『台湾——分裂国家與民主化』一二頁。

〈25〉薛化元、前掲『自由中国』與民主憲政』四八一—四九四頁。

〈26〉のちに吳国楨は雷震に對し、救国団の設立をめぐり予算計上に消極的であったことが、蔣経国の不満を招いた、と語っている。雷震『雷震回憶錄——我的母親統編』香港：七十年代雜誌社、一九七八年、八三頁。

〈27〉G. Kennanは当時の米国の基本戦略について、反共政策を重視するがゆえに非民主主義国家であったギリシアとトルコのNATO加盟を認めた点を挙げ、トルーマン・ド

クトリンおよび冷戦政策の特徴を指摘した。G. Kennan, *Memoirs: 1925-1950*, New York: Bantam, 1966, p. 411.

〈28〉民主社会党首の張君勱は、この件に関して厳しい批判を加えている。張君勱「軍援鞏台湾專制」『世界日報（米）』一九五七年五月二八日、同「美国軍援與中国憲法」

『世界日報（米）』一九五七年六月一五日、またHaggardは、「台湾への経済援助と軍事援助によって、（台湾の）対米依存が固定化されたと同時に、国民党の地位も強化された」と指摘している。Stephan Mark Haggard, "Pathways from The Periphery: The Newly Industrializing Countries in the International System," Berkeley: University of California, Ph.D. Dissertation, 1983, p. 228.

〈29〉薛化元、前掲『自由中国』與民主憲政』七一一—〇二八—二八二、二九一頁。

〈30〉薛化元、前掲『自由中国』與民主憲政』五〇頁。

〈31〉『中央日報』一九六〇年二月一三日、『台湾新生報』一九六〇年二月一三日、『公論報』一九六〇年二月一三日。

〈32〉前掲『台湾歴史年表 終戦編Ⅰ』三三〇頁、*China Post*, 一九六〇年三月四日、『公論報』一九六〇年三月四日。

〈33〉前掲『台湾歴史年表 終戦編Ⅰ』三三〇頁、『中央日報』一九六〇年三月二二日。

〈34〉前掲『台湾歴史年表 終戦編Ⅰ』二七〇、二九〇頁、『台湾新生報』一九五七年六月二日。

〈35〉前掲『台湾歴史年表 終戦編Ⅰ』四一二頁、『中央日報』一九六四年三月一三日。

〈36〉 李永熾監修、薛化元主編『台湾歴史年表 終戦編Ⅱ』台北：国家政策研究中心、一九九〇年、八四頁、『中央日報』一九六九年六月二六日。

〈37〉 『中央日報』一九六九年七月一日、『中央日報』一九六九年八月一日。

〈38〉 雷震は「知匪不報」という罪名により有罪となった。

『台湾警備総司令部軍法処検送政治部劉子英等叛乱案肅奸成果報告表（一九六〇年一〇月二二日）』陳世宏、張世瑛、許瑞浩、薛月順編輯『雷震案史料彙編——国防部檔案選輯』台北：國史館、二〇〇二年、五八〇—五八二頁。

〈39〉 国民党中央委員會第四組『一年來宣傳工作的檢討』台北：編者印行、一九六一年、一一二頁。

〈40〉 国民党は、黨員を通じて多額融資を投入することで在野色の濃かった『公論報』の経営に介入した。

〈41〉 『中國時報』一九七二年五月二七日。

蔣介石の主治医であった熊丸は、蔣介石夫妻が交通事故にあつて以後は、「蔣経国氏が総統名義で国家の大事を代理処理した」と証言している。陳三井『熊丸先生訪問記録』台北：中央研究院近代史研究所、一九九八年、一一〇頁。

〈42〉 戴天昭著、李明峻訳『台湾国際政治史（完整版）』台北：前衛出版社、二〇〇二年、五一九—五五六頁。

〈43〉 一九七一年一〇月二五日、国連総会はアルバニア案を可決し、「中華人民共和国のあらゆる権利を回復すること」を議決し、また同政府代表が中国を代表する唯一の合法政

府であることを認めた。外交部国際司編『中華民國出席聯合國大会第二十六回常會代表團報告書』台北：編者印行、一九七二年、五四頁。

〈44〉 『対国是の明與建議』『台湾教会公報』第一〇七六期（一九七二年一月一日）、一〇頁、張景瀟等「国是諍言」『大学』第四六期（一九七一年一〇月）、一一二頁、陳少廷「中央民意代表的改選問題——兼評周道濟先生的方案」『大学』第四六期、一三一—一六頁。

〈45〉 中央法規『台湾省政府公報』一九七二年夏字第八号（一九七二年四月二日）、二頁。

〈46〉 こうした「青年才俊」は、一九七〇年代以前には地方レベルで政治活動を行った人物が主であった。Arthur Lerman, "National Elites and Local Politician in Taiwan," *American Political Science Review* (Dec., 1976), pp. 1406-1423.

〈47〉 若林、前掲『台湾——分裂国家與民主化』一八三頁。

戴天昭、前掲『台湾国際政治史（完整版）』五五一頁。

〈48〉 『聯合報』一九七二年五月三〇日。

〈49〉 中央委員會考核紀律委員會編『十届四中全會以来中央委員會各單位重要工作概況報告』五七一—五八頁、李筱峰『台湾民主運動四〇年』台北：自立晚報文化出版部、一九八七年、一〇六頁。

〈50〉 盛竹如「螢光幕前——盛竹如電視生涯回憶錄」台北：新新聞文化事業公司、一九九五年、一五〇—一五二、二一〇—二二七頁。

〈51〉 例えば、一九七五年四月二四日に台湾キリスト長老教

会は、第二屆第一次常置委員会で「閩南語バイブルおよび山間地域言語のバイブル、詩が受けた被害に対する対処について」を審議している。

〔52〕若林、前掲『台湾——分裂国家與民主化』一二五—一四六頁。

〔53〕陶涵 (Jay Taylor) は、人口の多数を占める台湾籍人士が中央意思決定機関で若干の議席を獲得したことから、中央民意代表の定数増加の意義を高く評価する。陶涵 (Jay Taylor) 著、林添貴訳『蔣経国伝』台北：時報文化出版公司、二〇〇〇年、三〇八頁。

〔54〕李篠峰、前掲『台湾民主運動四〇年』一三三—一三四頁。

〔55〕一九七八年の国際安全協助力法第三六項では、米国政府の政策転換が米華相互防衛条約の効力維持になんらかの影響を及ぼす場合、米国政府は議会で事前協議を行うことが規定されている。『聯合報』一九七九年三月三日。

〔56〕三つの条件とは、一、米華相互防衛条約の停止、二、台湾駐留米軍の撤退、三、台湾との断交である。『聯合報』一九七九年三月三日。

〔57〕下院は賛成三三九票、反対五〇票、棄権五票で可決し、上院も賛成八五票、反対四票で可決した。『中央日報』一九七九年三月三〇日、三月三一日。

〔58〕立法過程では、米国の台湾人団体も多大な貢献を果たした。若林、前掲『台湾——分裂国家與民主化』一九三—一九四頁。

〔59〕雷震事件後に、こうした米国政府の態度は顕著となる。前田直樹「米国の冷戦政策と台湾における政治的自由化」、第九回現代台湾研究学術討論会（二〇〇五年九月三—四日、関西大学飛鳥文化研究所）。

〔60〕若林、前掲『台湾——分裂国家與民主化』一九三—一九四頁、李大維『台湾関係法立法過程』台北：洞察出版社、一九八八年、三二二—三二五頁。

〔61〕特載、『總統府公報』第三四四八号（一九七八年二月一八日）、二頁。

〔62〕施明德は「美麗島事件公判」に際し、「施明德的政治遺囑」のなかで「美麗島」は各県市の「服務処」や「基金会」を「一党」組織と化していた。こうして台湾初の「一党名を持たない政党」は誕生した」と証言している。施明德「台湾政治史的里程碑——美麗島政団」陳世宏・張建隆主編『戦後台湾民主運動史料彙編（三）從党外助選團到党外総部』台北：国史館、二〇〇一年、七三六—七三七頁。

〔63〕李篠峰、前掲『台湾民主運動四〇年』一四七—一五五頁。

〔64〕『聯合報』一九七九年二月一四日、李篠峰、前掲『台湾民主運動四〇年』一五一頁。

〔65〕若林、前掲『台湾——分裂国家與民主化』二〇—二〇二頁。

〔66〕李永熾監修、薛化元主編『台湾歴史年表 終戦編Ⅲ』台北：国家政策研究中心、一九九〇年、一四八、二八〇頁。

〔67〕美麗島事件後、ある報道関係者は「人々が合法的に発

行した雑誌を政府が不当に扱えるはずがなく、記事内容が
関連法規に抵触していたとしても、政府は適切な法的処分
を下すのみである」と述べた。林俤一「政治圈両三事」

『自立晚报』一九八〇年五月二七日。

〈68〉周琇環・陳世宏主編『戦後台湾民主運動史料彙編(二)』

組党運動』台北：国史館、二〇〇〇、五一三—五一四頁。

〈69〉前掲『台湾歴史年表 終戦編Ⅲ』二四八頁、『自立晚

報』一九八六年九月二九日。

〈70〉『自立晚报』一九八六年五月一九日、『中国時報』一九

八六年五月二〇日。

〈71〉伊原吉之助編著『台湾の政治改革年表 覚書』二五六

頁。

〈72〉党外人士がこのような見方をする理由は、陳文成が米

国で積極的に党外活動に参加しており、中華民国政府が作

成した「ブラックリスト」にもついていたからである。張

富忠・邱萬興『綠色年代——台湾民主運動二五年』上冊、

台北：綠色旅行文教基金会、二〇〇五年、一一〇頁。この

ほかに、カーネギー・メロン大学長の Cyril H. Wecht ら

が、検死のため訪台しまとめた調査報告では、警備総部の

いう自殺ではなく他殺であると判断している。国史館藏外

交部檔案「陳文成案」、檔案号：172-32446。

〈73〉若林、前掲『台湾——分裂国家與民主化』二〇六一—

〇九頁、『中国時報』一九八五年三月一四日、『中国時報』

一九八五年八月二三日。

〈74〉若林、前掲『台湾——分裂国家與民主化』二〇六一—

〇九頁、汪榮祖・李敖合『蒋介石評伝』下冊、台北：商周
文化事業公司、一九九五年、八八二—八八四頁。

〈75〉『中央日報』一九八五年二月二六日。

〈76〉Linda Chao and Ramon Myers, *The First Chinese*

Democracy: Political Life in the Republic of China on Taiwan,

Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1998, p. 133.

李登輝によれば、九月三〇日段階で蔣経国は当時副総統

であった李登輝に対し、国策に反することなく憲法の範囲

内での党外人士による結党の可能性について研究するよう

命じている。李登輝記、李登輝口述歴史小組編著『見證台

湾——蔣経国總統與我』台北：国史館、二〇〇四年、一八

八頁。

〈77〉中央日報出版部編『蔣總統経国言論選集』第八輯、台

北：中央日報出版部、一九八七年、二三〇—二三三頁。

〈78〉軍部高官だった郝柏村は、「台湾の戒嚴令解除につい

ては、当局に対して米国の圧力が確かに存在した」とのち

に語っている。郝柏村著、王力行編『郝総長日記中的蔣経

国先生晚年』台北：天下文化出版公司、一九九五年、三三

四頁。

〈79〉『總統府公報』第四七八八号（一九八七年七月一日）、

一一二頁。

〈80〉戒嚴法第一〇条は、「第八条および第九条の判決は、

その戒嚴令解除の翌日より法律に則り上告できる」と規定

する。『總統府公報』第二〇三号（一九四九年一月一四

日）、一頁。

〈18〉 Ruti G. Teitel, *Transitional Justice*, New York: Oxford University Press, 2000.

〈82〉 『中国時報』一九八七年八月八日。

〈83〉 『中国時報』一九八七年二月二日。

〈84〉 李登輝は総統就任後のインタビューで、第八代総統に就任するまでは「なすすすべもなく、ただ様子をうかがうばかりだった」と語っている。鄒景雯『李登輝執政告白実録』台北：印刻出版公司、二〇〇一年、九二頁。

〈85〉 立法院原案は、陳水扁、趙少康など二六名の朝野立法委員が提出した。若林、前掲『台湾——分裂国家與民主化』二三八―二三九頁。

〈86〉 若林、前掲『台湾——分裂国家與民主化』二三九頁。

〈87〉 『中国時報』一九九一年五月一日。

〈88〉 『中国時報』一九九一年二月二日、『中央日報』一九九一年二月二日。

〈89〉 『中国時報』一九九二年二月二〇日、『中央日報』一九九二年二月二〇日。

〈90〉 『中国時報』一九九一年五月一〇日。

〈91〉 『中国時報』一九九一年五月一七日。

〈92〉 『立法院公報』第八〇卷第四〇期（一九九一年五月八日）、一八一―二四、二四一―四六頁。

〈93〉 林山田『抗争一〇〇／廢除刑法第一百条抗争札記』台北：自立晚報社文化出版部、一九九一年、一五四―一五五頁。

〈94〉 『中国時報』一九九二年二月二二日。